

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
東京支社入札監視委員会（第16回定例会 持回り開催）審議概要

開催日及び場所		新型コロナウイルス感染拡大防止のため、入札監視委員会議事運営要領第2条第1項により、定例会議を書類の回議をもって会議に替えることで開催（令和4年8月10日委員会終了）	
委員		村瀬均（弁護士）・谷和夫（大学院教授）・西村万里子（大学教授）	
審議対象期間		令和3年10月1日～令和4年3月31日	
工事	抽出案件	件数	0件
役務	抽出案件	件数	1件
	簡易公募型競争入札方式	相鉄・東急直通線、9k5・9k7間建物等調査	
物品等	抽出案件	件数	1件
	一般競争入札方式	九州新幹線（西九州）、工所用機械装置運送	
高落札率契約	抽出案件	件数	1件
	簡易公募型競争入札方式	九州新幹線（西九州）、武雄温泉駅・長崎駅間電車線路設備財産整理	
委員からの意見・質問、それに対する回答等		意見・質問	回答
		別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし	

別紙（役務）

	意見・質問	回答
1	<p>簡易公募型競争入札方式 「相鉄・東急直通線、9k5・9k7 間建物等調査」</p> <p>① 本業務は再公示の案件で、再公示の時に競争参加資格を「建築設計調査」から「用地測量調査」に変更したとあるが、これまでも同様の建物等の調査（補償額の算定を含む）は行われてきたと思う。その場合の競争参加資格はどうだったのか。この種の調査の競争参加資格については、今後一律に「用地測量調査」となるのか。</p> <p>② 競争参加資格を変更したことにより入札予定価格の算定に違いが生じるのか。</p> <p>③ 競争参加資格を「建築設計調査又は用地測量調査」とした方が入札参加者を増やす観点から好適と思う。「建築設計調査」を含めなかった理由はあるのか。</p>	<p>① 東京支社においては、従前、同種の調査は、競争参加資格を「建築設計調査」としていた。今後について、東京支社での同種の発注については「用地測量調査」とすることで考えている。</p> <p>② 積算要領による違いは生じないため、入札価格の算定に違いはない。</p> <p>③ 業務内容を改めて精査したところ、「用地測量調査」の資格のほうが適していると判断した。作業成績評定に影響すること等から、通常は「複数の競争参加資格のいずれか」という要件は付さないこととしている。</p>

別紙（物品等）

	意見・質問	回答
1	<p>一般競争入札方式 「九州新幹線（西九州）、工事用機械装置運送」</p> <p>① 入札参加者数は1者のみだが、このような工事用大型機械装置の運送に対応できる業者は限られるのか。</p>	<p>① 工事用大型機械装置とは、一般的な建設工事で使用している大型のバックホウやブルドーザー等を想定している。これらの機械は、平成29年現在、全国に約9万台あったとのことなので、これらの機械の運送に対応できる業者が限られるということはないと考えている。</p>

<p>② 一般的な業務内容であり、金額も高い水準で、履行期間も確保されているが、一者応札になった理由はどのような要因が考えられるのか。</p>	<p>② 当機構ウェブサイト及び事務所掲示板のほか、政府調達協定対象案件のため官報に入札公告を掲載していたが、機構が同様の運送を発注する機会が少なく（前回はH28年度）多くの資格保有者が見逃したこと、並びに運送対象物が特殊な車両であったため敬遠されたことにより、一者応札になったと推測している。</p>
---	---

別紙（高落札率契約）

	意見・質問	回答
1	<p>簡易公募型競争入札方式 「九州新幹線（西九州）、武雄温泉駅・長崎駅間電車線路設備財産整理」</p> <p>① 「財産整理」とは具体的にどのような作業を行うのか。</p> <p>② 同時期に発注している九州新幹線の財産整理業務5件の入札結果を見ると、2件と3件に分かれ、それぞれ同一業者が落札しており、両業者間で分担しているようにも見えるが、このような結果になったことについては何か事情があるのか。</p> <p>③ 九州新幹線の財産整理業務5件は同一業務に競合せず、しかも落札率がすべて98%以上と極めて高い。応札者を増やす対策を講じることが望まれるが、取りうる対策は何が考えられるか。他の業者の参入は難しいのか。</p> <p>④ 高落札率の要因として、履行能力のある参加者数が少ないこと、供給事業者が少ないことが要因としてあげられているが、財産整理業務の市場状況の説明が欲しい。</p>	<p>① 「財産整理」業務では、別件発注工事の施工物（各電気設備）を帳票に落とし込み、対象範囲分の帳票を作成することや財産管理用の図面作成や設備写真を撮影し、取りまとめる作業を行う。</p> <p>② 財産整理業務を効率的に行えるよう、対象範囲における工事の施工物（各電気設備）を熟知している、設計業務を主に実施した受注者が財産整理業務の入札に参加する傾向にあるため、このような入札結果になったと推測している。</p> <p>③ 以前の入札監視委員会にて同様のご質問を頂いていたが、従前より取りうる対策として入札参加要件を「財産整理の業務」だけではなく、類似役務として「設計の業務」も認めて要件緩和している。しかし品質確保の観点から機構としてこれ以上の要件緩和策を見出せない状況である。</p> <p>④ 機構におけるここ数年の入札参加者数の実績は、3者程度である。測量調査設計業務実績情報サービスでの検索結果は、電気設備に関する「財産整理」の実績は1者、電力設備の「設計」の実績は5者だった。</p>

	<p>⑤ 類似役務として「設計業務」とあるが、どのような点が類似しているのか。</p>	<p>鉄道電気設備の設計業務等は主に鉄道事業者の関連会社を実施するなど財産整理や設計を行う機会が限られている実情があり、そもそも履行能力のある者が少ない。また、財産整理業務は、効率的に行えるように対象範囲における工事の施工物（各電気設備）を熟知している、設計業務を主に実施した受注者が財産整理業務の入札に参加する傾向がある。このような状況から入札参加者を増やす手段を見出せていない。</p> <p>⑤ 財産整理業務の実施にあたっては各電気設備についての知識が必要になる点と、設計業務の実施にあたって各電気設備の知識が必要になる点が類似している。過去に財産整理業務を実施したことがなくても、設計業務を実施したことがあれば財産整理業務が履行できると思われるため、このような類似役務を設定した。</p>
--	---	--

別紙（その他）

	意見等	
1	工事、役務、物品等の全体審議 なし	
2	高落札率契約の全体審議 なし	
3	一定規模以上の取引関係を有する法人との契約の全体審議 なし	
4	その他 なし	